

図 8.10-2 自然との触れ合い活動の場 調査地点の設備等の状況

(2) 地形の状況

計画地周辺の地形の状況は「8.5 地盤」の「8.5.1 現況調査 8.5.1.4 調査結果 (1)地盤の状況 ア 低地、台地等の地形の状況」(p. 296及びp. 297参照)に示したとおりである。

(3) 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用の状況は、「8.1 大気汚染」の「8.1.1 現況調査 8.1.1.4 調査結果 (4)土地利用の状況」(p. 100～p. 103参照)に示したとおり、住宅用地が最も多く、次いで交通、商業用地、工業用地が見られる。

(4) 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

ア 北区緑の基本計画 2020 (令和 2 年 3 月、東京都北区)

この計画は、「北区基本計画」及び「北区環境基本計画」などを上位計画として、「都市緑地法」及び「北区みどりの条例」に基づき策定され、緑の視点を踏まえたまちづくりの指針としている。

緑を創出する施策として、「公共公益施設の緑化」を掲げており、本事業に関するものとして「公共公益施設は、多くの人が集まり、区民の緑づくりの規範となる場のため、屋上や壁面緑化、生垣造成などを率先して行います。」、「区内にある国や東京都の施設に関しては、関連機関・団体と協議しつつ、緑化を進めていきます。」及び「植栽した緑について、景観の悪化を防ぐため維持管理に努めると同時に、植え替えや適切な頻度での剪定を行い、自然樹形が保てるような管理を行うように努めます。」としている。

イ 東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月、東京都)

この計画は、生物多様性の保全・緑の創出に関する目標を定めており、都市空間等における緑化に関する施策の方向性として「あらゆる都市空間における緑の創出」及び「エコロジカル・ネットワークの構築」が示されている。

(5) 法令による基準等

ア 都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)

この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法 (昭和31年法律第79号) その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならないとしている。

計画地には、「都市緑地法」に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。

イ 東京都北区みどりの条例 (昭和 60 年、東京都北区条例第 15 号)

この条例は、東京都北区におけるみどりの保護と育成に関し必要な事項を定めること

により、区、区民及び事業者が一体となって地域の緑化の推進を図り、もって現在及び将来における区民の健康で快適な生活環境の確保に寄与することを目的としている。事業者は、この条例の目的を達成するため、事業活動を行うにあたっては、みどりの保護と育成に努めるとともに、区がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならないとしている。

この条例に基づき、建設工事の着手に先立ち行う緑化計画書の提出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について北区と事前相談及び協議を行う。緑化が完了したときは、緑化完了届の提出により報告する。

ウ 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年、都条例第216号）

この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。事業者は、事業活動を行うにあたっては、自然の保護と回復に自ら努めるとともに、知事が実施する自然の保護と回復に係る施策に協力しなければならないとしている。

計画地には、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく保全地域の指定はないが、敷地面積1,000m²以上（国及び地方公共団体が有する敷地にあっては、250m²以上）に該当することから、条例に基づき、建設工事の着手に先立ち行う緑化計画書の提出においては、緑地の位置、緑化面積、樹木の種類及び高さ並びに本数等について都と事前相談及び協議を行う。緑化が完了したときは、緑化完了届の提出により報告する。

8.10 自然との触れ合い活動の場

8.10.2 予 測

8.10.2.1 予測事項

予測事項は、以下に示す項目とした。

- ・緩衝緑地の整備に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

8.10.2.2 予測の対象時点

工事が完了した時点とした。

8.10.2.3 予測地域

現況調査の調査地域に準じた。

8.10.2.4 予測方法

自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と本事業の計画を重ね合わせる方法とした。

8.10.2.5 予測結果

現況の緩衝緑地は地域住民の憩いの場として、朝夕の犬の散歩、休息等に利用されている。工事の完了後は、図8.10-3に示すように現況と同様の配置に再整備する計画である。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に配慮し、面的・線的に樹木の植栽を行う計画である。

したがって本事業の実施により、自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はできる限り低減され、影響は小さいと予測する。なお、緩衝緑地の整備計画の詳細は、事業の進捗にあわせて関係各機関等と協議を行い決定する予定である。

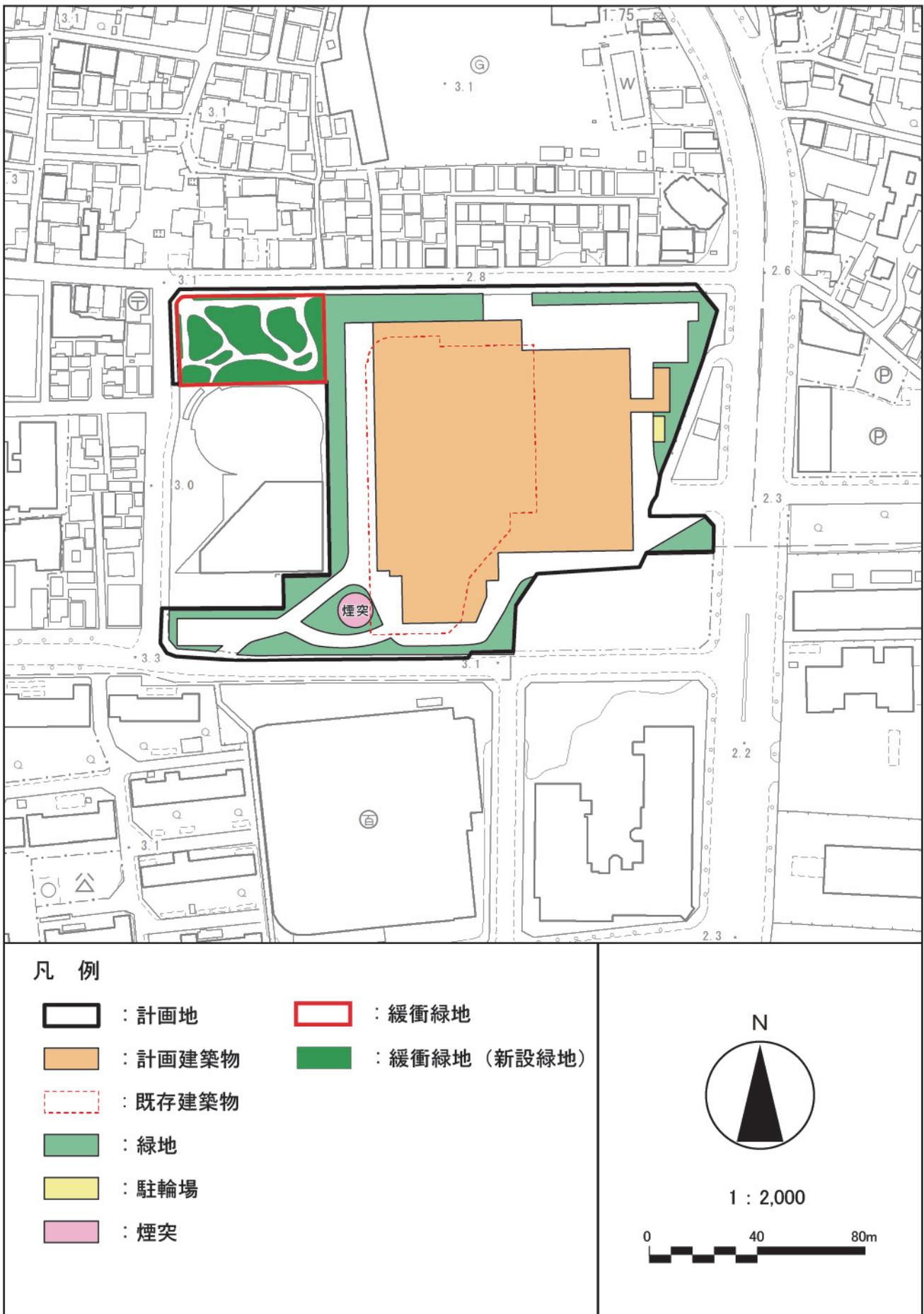


図 8.10-3 緩衝緑地整備計画図

8.10 自然との触れ合い活動の場

8.10.3 環境保全のための措置

8.10.3.1 予測に反映した措置

- ・「北区緑の基本計画2020」等の自然との触れ合い活動の場に係る各種計画等を考慮した緑化計画を実施する。

8.10.4 評価

8.10.4.1 評価の指標

評価の指標は、工事の完了後において、以下に示す指標とした。

- ・自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこととした。
- ・「北区緑の基本計画2020」に示された緑を創出する施策である屋上緑化、生垣造成などの率先導入及び植栽した緑の維持管理に努めると同時に、植え替えや適切な頻度での剪定を行い、自然樹形が保てるような管理を行うこととした。

8.10.4.2 評価の結果

工事の完了後は、現況と同様の配置に再整備し、十分な緑地を確保する。また、新たに植栽する樹木は「北区緑の基本計画2020」に基づき、面的・線的な樹木の植栽を行い、適切に維持管理していく計画である。

したがって、工事の完了後において「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」及び「北区緑の基本計画2020」に示されている施策を満足するものと考えらる。